

## 用地交渉立会人に対する謝金の支払要領

### (目的)

第1条 この要領は、熊本県における県営土地改良事業及び海岸保全施設（農林水産省構造改善局所管海岸）に関する事業の実施に伴い必要となる土地等の取得を円滑に促進するため、立竹木及び土地の境界確認並びに用地交渉の立会人（以下「立会人」という。）に謝金を支払う必要がある場合の取扱いについて定めるものとする。

### (立会人の範囲)

第2条 この要領において、立会人の範囲は、次の各号に該当するもので、県事務所長（以下「所長」という。）が特に立会の必要を認め依頼した者とする。

- (1) 工事計画決定後、買収区域の調査に際し、当該土地等の所有者若しくは権利者の氏名又は境界の不明等のため、地区代表者又は土地の精通者に現地の立会いを依頼する必要があるとき。
- (2) 用地交渉に際し、立会いを依頼すれば用地取得の促進上有効と認められるとき。
- (3) その他所長が用地取得上、立会を必要と認めるとき。

### (謝金の額)

第3条 立会人に対する謝金の額は、別に定めるものとする。

### (立会人依頼伺簿)

第4条 所長は、立会を依頼するときは立会人依頼伺簿（別記様式第1号）により処理するものとする。

2 所長は、立会を依頼したときはその経過を立会人立会実績簿（別記様式第2号）に記載するものとする。

### (その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要を生じたときはその都度、農政部長が定めるものとする。

## 附 則

この要領は、昭和61年4月1日から施行する。

別記様式第1号

立 会 人 依 頼 伺 簿

所 長	用地取得事務を行うにあたり、下記のとおり立会人が必要でありますので、依頼してよろしいか伺います。									
次 長	事 業 名	立会を必要とする理由	立会地区	立会期間	立 会 人		依頼見込日数	日 当	所要額	
総務課長					氏 名	住 所				
耕地課長										
管理係長										
主 査										
	計									円

計 名 日 円

